



# 法制化へ大詰め迎えるEU炭素国境調整メカニズム —欧州議会は対象拡大などのより厳しい修正案、日本への 影響拡大の可能性も—

2022/08

三井物産戦略研究所  
国際情報部 欧露・中東・アフリカ室  
ダーベル暁子

## Summary

- EUの「炭素国境調整メカニズム（CBAM）」の制度案が、法制化に向け大詰めを迎えている。9月には最終的な合意形成のための欧州委員会とEU理事会、欧州議会による三者協議が本格化する。
- 三者はCBAM導入という大きな方向性では一致している。ただ、EU理事会が欧州委員会の2021年7月公表のCBAM案をほぼ踏襲する立場を示す一方、欧州議会は対象品目の拡大や導入完了時期の前倒しなど、より厳しい修正案を可決した。今後の協議では三者がどう妥協点を見出すかが焦点となる。
- 年内に合意が成立すれば、2023年から移行期間が開始される。欧州市場で事業を行う企業は域内外のサプライチェーンへの影響等を精査し、対応策を練る必要がある。

## 1. はじめに

EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）の制度案の法制化プロセスが大詰めを迎えている。2021年12月戦略研マンスリー<sup>1</sup>では、欧州委員会が2021年7月に公表したCBAM制度案の概要や域内外からの反応を中心にまとめた。本稿では、2022年6月に欧州議会が可決した修正案の内容を欧州委員会案と比較し、その影響を考察するとともに、9月に本格化する欧州委員会とEU理事会、欧州議会の間で最終的な合意形成に向けた三者協議のポイントなどについて触れたい。

## 2. CBAM導入の背景と法制化プロセス

### 2-1. CBAM導入の経緯

まず、CBAM導入の背景とその枠組みを簡単に振り返りたい。EUは2005年から、排出可能量の上限（キャップ）を定めてその差分を取引するキャップ&トレード方式の排出権取引制度（EU-ETS）を導入、キャップの引き下げや対象産業の拡大を通じ、域内の排出量削減を促進している。こういった政策によるコスト負担や競争力の低下を忌避し、企業が規制等の緩い国に生産拠点を移転する、いわゆる炭素リーケージリスクに対し、EUは、特にそのリスクが高いとされる炭素集約的で輸出依存度が高い鉄鋼やセメント等のセ

<sup>1</sup> 2021年12月戦略研マンスリー「EUの炭素国境調整メカニズム—域外からの反発は強いが気候変動対策強化につながる動きも—」 [https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2021/12/14/2112e\\_darvell.pdf](https://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/_icsFiles/afieldfile/2021/12/14/2112e_darvell.pdf)

クターを中心に、EU-ETSにおいて排出枠を無償で割り当ててきた。しかし、2030年までのGHG排出量の1990年比55%削減、2050年までの気候中立という目標達成には域内産業の排出削減加速が不可欠として、欧州委員会は2021年7月、EU-ETSの見直し案で炭素リーケージリスクの高い産業への無償割当の段階的廃止を盛り込むとともに、代替策としてCBAMの導入案を公表した。

CBAMでは、対象品目の輸入者が年間の輸入総量と排出量（後掲図表2参照）を申告、これに応じたCBAM証書（CBAM certificates）<sup>2</sup>を購入し、納付する。証書の価格にはEU-ETS価格の平均値が適用される。輸入品に域内生産品と同等の排出コストを課すことで公平な競争環境を作り、域外企業の脱炭素化も促す。また、域外生産国で炭素価格制度がある場合にはこれを控除し、域外国での炭素価格制度導入にインセンティブを与えている。

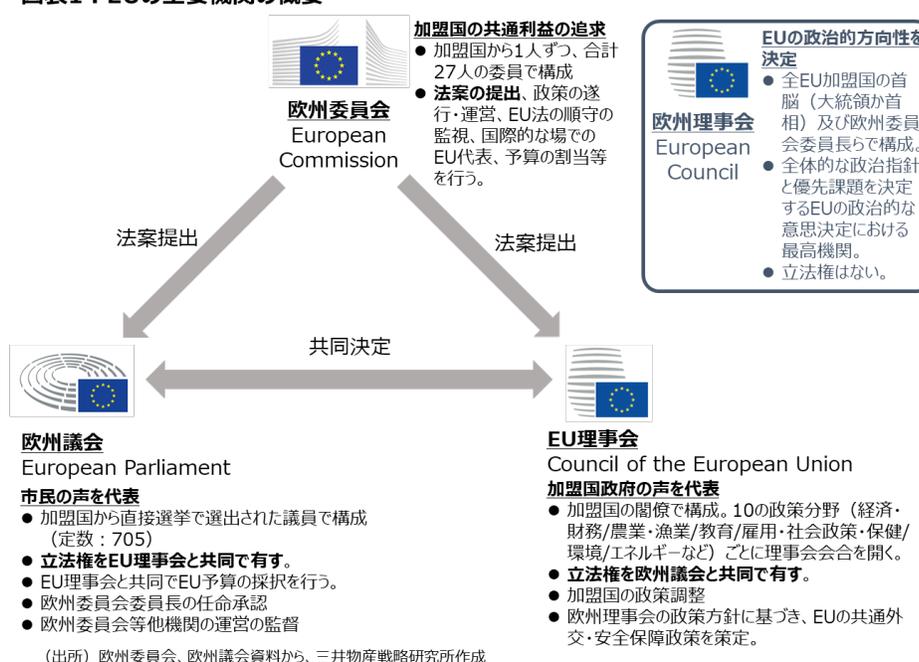
## 2-2. EUの法制化プロセス

EUの通常の立法プロセスでは、欧州委員会が法案を提出し、共同で立法権を有する欧州議会とEU理事会が法案を採択する（図表1）。採択に向けては、欧州委員会の法案に対して欧州議会とEU理事会がそれぞれの立場（承認、修正もしくは拒否）を示し、これをもとに欧州委員会を交えての三者協議（トリローク）で最終的な合意を形成するケースが多い<sup>3</sup>。

EU理事会は2022年3月に欧州委員会のCBAM案を大筋で踏襲する立場を示した。一方、欧州議会は欧州委員会案の内容は不十分だとして、導入スケジュールや対象品目などをより強化する修正案を6月22日に可決した。

EU理事会と欧州議会の立場が出揃ったことで、9月には最終合意に向けて欧州委員会を交えた三者協議が本格化する。

図表1：EUの主要機関の概要



<sup>2</sup> 輸入製品の含有排出量1トンに相当する電子形式の証書。申告者は、毎年5月31日までに前年の輸入品の総量、排出量等を記した申告書をCBAM当局（CBAM Authority）に提出するとともに、これに応じたCBAM証書を購入し、納付する。

<sup>3</sup> 採択プロセスは、正式には欧州議会とEU理事会による審議・採決を3段階で行う三読会制をとる。ただ、円滑かつ迅速に立法化を進めるため、実際には第一読会の段階で、欧州議会とEU理事会が欧州委員会の策定した法案に対するそれぞれの立場（承認、修正もしくは拒否）を示したうえで、欧州委員会を交えての三者協議（トリローク）で最終合意形成を目指すことが多い。European Parliament Briefing “Understanding trilogue: Informal tripartite meetings to reach provisional agreement on legislative files”

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS\\_BRI\(2021\)690614\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/690614/EPRS_BRI(2021)690614_EN.pdf) 最終アクセス日2022年7月5日

### 3. 欧州議会の修正案とその影響

次に、欧州委員会のEU-ETS見直し及びCBAM導入案と、欧州議会が可決した修正案の主要点（図表2）を比較する。前述の通り、EU理事会は欧州委員会案を概ね踏襲する立場であり、三者協議では欧州委員会案と、より厳しい内容の欧州議会修正案の間の溝をどう埋めるかがポイントとなる。

図表2：炭素国境調整メカニズム（CBAM）の制度案

	欧州委員会案（2021年7月公表） （EU理事会も2021年3月に概ね欧州委員会案を踏襲する立場を採択）	欧州議会修正案 （2022年6月22日に欧州議会で採択）
移行期間	● 2023年1月～2025年12月末まで	● 2023年1月～2026年12月末まで
対象品目 （詳しい品目リストについては、当該レポート末尾の参考資料参照）	● 鉄鋼、肥料、アルミニウム、セメント、電力	● 左記に加え、化学品（水素、アンモニア、有機化学品）、ポリマー（プラスチック及びその製品）を追加。 ● ただし、化学品とポリマーについては、移行期間中のレビューで、含有排出量の測定方法やこれらセクターにおける炭素リーケージに対するCBAMの有効性などを検証し、以降の適用の可否について判断する。
EU-ETSにおけるCBAM対象セクターへの無償排出枠の廃止、並びにCBAM導入の段階的適用の期間とペース	● 2026～2035年までの10年間。 ● 2026年以降、無償排出枠を毎年10%ずつ削減、2035年にはゼロとする。 ● CBAM導入は無償割当の削減と同じペースで漸増的に実施。 ● ただし、EU理事会は、無償割当を2026～2028年は5%ずつ、2029～2030年は7.5%ずつ、2031～2032年は10%ずつ、2033～2034年は15%ずつ、2035年は25%削減し、0%とする案を提示。CBAMは同時並行で同じペースで漸増。	● 2027～2032年までの6年間。 ● 2023～2026年は無償排出枠の100%割当を行い、以降は、2027年に93%、2028年は84%、2029年は69%、2030年は50%、2031年は25%、2032年に0%まで段階的に削減。 ● CBAM導入は無償割当の削減と同じペース（2027年は7%、2028年は16%など）で漸増的に実施。
生産国での炭素価格支払いに対する控除措置	● 生産国での炭素価格支払いに応じて控除（明示的炭素価格のみか暗示的炭素価格も含むのかは明確にせず）	● 生産国での明示的炭素価格支払いに対してのみ控除
含有排出量の算出	● 生産過程における「直接排出量」を対象。 ● 実際の排出量に基づき算定。 ● 実際の排出量の算定が難しい場合には、輸出国・各品目毎の平均排出量を「規定値」として用いるが、これも難しい場合には、EUの生産設備の排出量平均の下位10%の排出量の平均を規定値として適用する。	● 製品の生産過程における「直接排出量」に加え、生産過程で消費される電力、加熱/冷却による「間接排出量」も対象。 ● 実際の排出量に基づき算定。 ● 実際の排出量の算定が難しい場合には、輸出国・各品目毎の平均排出量の下位10%の排出量平均を規定値とする。これも難しい場合には、EUの生産設備の排出量平均の下位5%の排出量の平均を規定値に適用。
レビュー	● 移行期間終了（2025年末）までに対象の間接排出への拡大や、その他の炭素リーケージリスクの高い製品群に広げるかどうか、ガバナンス強化の必要性、将来的に川下商品にも対象を拡大していくかなどについて見直しを行う。	● 移行期間終了（2026年末）までに、2050年の気候変動達成に向け、CBAMの制度内容の強化の必要性に焦点をあて、対象の拡大など制度内容を見直す。上述の化学品・ポリマーの適用如何についても判断。 ● 2028年1月までに、欧州委員会は欧州議会とEU理事会に対し、CBAMのEU企業の競争力や域外での排出量、EUの輸出等への影響、適用回避の特定、制度強化の必要性などに関する報告を行う。 ● 2028年以降は2年ごとに、欧州委員会は欧州議会とEU理事会に対し、上述の内容等に関する報告を行う。

（出所）欧州委員会、欧州議会資料から、三井物産戦略研究所作成

### 3-1. CBAMの導入スケジュール

CBAMの導入時期については、排出量の報告義務のみで炭素価格は課されない「移行期間」を、欧州委員会案では2023年1月から2025年12月末までの3年間設置するとした。その後、2026年1月から支払い義務が生じるが、導入は2035年までの10年間で段階的に、EU-ETSでの無償割当の段階的廃止と同時並行で行う。

一方、欧州議会の修正案では移行期間を2023年1月から2026年12月末までの4年間に延長し、域内外企業が事務手続きや脱炭素化に向けた準備を行う余地を持たせた。ただ欧州議会は、排出削減の加速の必要性は待ったなしの状況で、2035年までにCBAM導入を完了させる欧州委員会案では遅すぎるとして、2027～2032年の6年間で完了させるとした。結果的に、域内外企業は脱炭素化の一段の加速が迫られることとなる。

### 3-2. 対象の拡大

欧州委員会案ではCBAMの対象品目を鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム、電力とし、EU-ETSにおいてもこれらのセクターに対する無償割当を段階的に廃止するとした。一方、欧州議会の修正案ではこれに化学品（有機化学品及び水素・無水アンモニア・水酸化アンモニア）とポリマー（プラスチック及びその製品）を追加した<sup>4</sup>。

化学品等は炭素リーケージリスクが高いセクターとして、欧州委員会も検討段階では対象に入れていたが、データが不十分である等を理由に最終的には外された。しかし欧州議会の修正案では、移行期間中にデータを収集・分析し、追加の如何等について検討するという条件付きで、これらを追加した。欧州委員会案の対象品目がEUの輸入全体（金額ベース）に占める割合は3.7%に過ぎないが、欧州議会の修正案ではこれが9.2%に拡大する（図表3）。日本についても、CBAM対象品目がEUの対日輸入に占める割合は、欧州

図表3：EUの輸入相手国トップ10位の国からの、CBAM対象品目の輸入状況（2021年）

	輸入総額 (百万ユーロ)	うち、CBAM対象品目 (百万ユーロ)							欧州委員会案：対象品目が①～⑤の場合、輸入総額に占める割合	欧州議会修正案：対象品目が①～⑦の場合、輸入総額に占める割合
		①肥料	②セメント	③鉄鋼	④アルミニウム	⑤電力	⑥化学品	⑦ポリマー		
1 中国	472,729.1	38.0	8.5	4,628.9	975.4	0.0	14,951.9	14,011.1	1.2%	7.3%
2 米国	232,611.6	76.2	1.1	891.0	220.2	0.0	10,412.1	8,333.9	0.5%	8.6%
3 ロシア	162,620.7	1,965.3	0.6	7,241.7	2,217.2	802.6	2,037.2	1,293.8	7.5%	9.6%
4 英国	146,912.6	200.1	35.7	3,868.3	912.4	659.9	3,606.4	6,420.0	3.9%	10.7%
5 トルコ	77,962.2	129.5	249.8	5,711.9	1,968.2	88.8	503.7	3,651.4	10.5%	15.8%
<b>6 日本</b>	<b>62,270.9</b>	<b>2.3</b>	<b>7.0</b>	<b>1,058.2</b>	<b>129.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2,423.8</b>	<b>2,090.1</b>	<b>1.9%</b>	<b>9.2%</b>
7 韓国	55,431.2	1.9	0.0	2,643.8	283.0	0.0	1,490.5	3,917.4	5.3%	15.0%
8 インド	46,153.8	1.0	0.0	4,523.2	595.6	0.0	4,889.5	1,129.7	11.1%	24.1%
9 ベトナム	38,507.2	1.2	12.2	1,820.9	80.4	0.0	6.2	872.3	5.0%	7.3%
10 台湾	35,579.1	4.0	0.0	1,943.2	21.5	0.0	362.7	1,309.8	5.5%	10.2%
合計	1,916,385.3	6,256.4	570.8	47,043.9	13,567.1	4,196.2	51,344.4	53,700.6	3.7%	9.2%

(出所) Eurostatから、三井物産戦略研究所作成

<sup>4</sup> 欧州議会案での追加品目も含めた対象品目のリストは末尾の参考資料参照のこと。

委員会案では1.9%だが、化学品とポリマーを追加すると9%超となり、影響がより大きくなる可能性がある。ただ、これらの品目はバリューチェーンが複雑であり、当初は川上の原料や一次製品に限定される可能性が高いとの指摘もある。

また欧州委員会案では、CBAMにおける輸入品の含有排出量の算出対象を生産施設における直接的な排出量のみとしていたが、欧州議会の修正案では、生産過程で消費される電力など間接排出も入れ込んだ。EU-ETSでは発電施設も対象に含まれ、発電施設での排出コストは電気料金を通じて企業に転嫁されている。このため、欧州委員会もCBAMの検討段階では、域内生産品と域外生産品の公平な競争条件確保のため、間接排出を対象に入れることが理想的だとしていたが、算出の複雑性等から外した経緯がある<sup>5</sup>。IEA（国際エネルギー機関）によれば、鉄鋼産業の排出量は間接排出を含めると直接排出の約1.5倍に膨らむ<sup>6</sup>。また気候変動・持続可能移行欧州ラウンドテーブル（ERCST）によれば、アルミニウム製造（1トン当たり）での直接排出量の世界平均は二酸化炭素換算で2.1トンだが、精錬工程の電力消費を含む間接排出量10.4トンと合わせると6倍近くとなる<sup>7</sup>。間接排出が含有排出量の算定対象となれば、こういった産業がCBAM導入で負うコストは欧州委員会案に比べ、大幅に増加する可能性がある。

### 3-3. 生産国での炭素価格支払いの取り扱い

CBAMでは、生産国で炭素価格制度がある場合、その支払いの多寡に応じた控除措置がある。欧州委員会案では、控除対象が炭素税や排出権取引制度などの明示的炭素価格のみか、補助金や税制優遇、エネルギー課税といった暗示的炭素価格も含むのか、明記していなかった。これに対し、欧州議会の修正案では対象を明示的炭素価格のみに限定した。暗示的炭素価格は定量化が難しいのが課題とされる。しかし、EUが貿易相手国との協調を重んじ、参加国が能動的に目標を定めて行動するとしたパリ協定のボトムアップアプローチを尊重するのであれば、暗示的炭素価格の排除は得策ではないとの指摘もある<sup>8</sup>。米国のように全国一律での明示的炭素価格の導入が難しく、暗示的炭素価格による脱炭素化を推進する国も多いなか、貿易摩擦が発生し、制裁関税の発動等につながるリスクも懸念される。ドイツのシュルツ首相は、含有排出量の算定手法や明示的・暗示的炭素価格の定量化手法の統一化、最低炭素価格の設定など、グローバルな炭素リーケージリスク軽減に向けて多国間で協働する「気候クラブ」の創設を提唱している。こういった

<sup>5</sup> European Roundtable on Climate Change and Sustainable Transition (ERCST) “Border Carbon Adjustment in the EU: Indirect Emissions in the CBAM” P2, <https://ercst.org/indirect-emissions-in-the-eu-cbam-2022/#> 最終アクセス日2022年7月12日

<sup>6</sup> International Energy Agency (IEA) “Iron and Steel Technology Roadmap – Towards more sustainable steelmaking” [https://aceroplatea.es/docs/Iron\\_and\\_Steel\\_Technology\\_Roadmap\\_IEA.pdf](https://aceroplatea.es/docs/Iron_and_Steel_Technology_Roadmap_IEA.pdf) 最終アクセス日2022年7月12日

<sup>7</sup> European Roundtable on Climate Change and Sustainable Transition (ERCST) “Border Carbon Adjustment in the EU: Indirect Emissions in the CBAM” P5, <https://ercst.org/indirect-emissions-in-the-eu-cbam-2022/#> 最終アクセス日2022年7月12日

<sup>8</sup> The European Roundtable on Climate Change and Sustainable Transition (ERCST), Addressing “Crunch Issues” in the EU CBAM: A Review of the ENVI Committee Rapporteur’s Draft Report, <https://ercst.org/wp-content/uploads/2022/01/20220110-Addressing-crunch-issues-in-CBAM-v5-final.pdf> 最終アクセス日2022年7月12日

貿易相手国との対話や多国間協調は、今後のCBAMの制度枠組みの変更にもつながり得るため、注視が必要だろう。

#### 4. 今後の展望

欧州委員会とEU理事会、欧州議会はCBAM導入という大きな方向性では一致しており、9月から本格化する三者協議では、制度内容における欧州委員会案と欧州議会案の間の相違点について、どう妥協点を見出すかが焦点となる。

EU産業界は足元でのウクライナ情勢を受けた経済的影響も考慮し、より緩やかなペースでの無償排出削減を求めている。欧州鉄鋼協会は炭素リーケージ対策のEU-ETSの無償割当からCBAMへの移行は慎重であるべきとし、欧州企業の競争力維持と脱炭素化の両立に向けた有効な措置を取るよう要望している<sup>9</sup>。また欧州自動車工業会（ACEA）や欧州自動車部品工業会（CLEPA）、欧州家電機器産業協会（APPLiA）など16の産業団体は共同声明で、EU-ETSの無償割当廃止とCBAMの導入は原材料価格を高騰させ、川下産業における雇用喪失や域外への生産拠点の移転（炭素リーケージ）を招くリスクがあると警告する<sup>10</sup>。

こういった産業界の声は三者協議にも影響すると考えられる。年内に協議が纏まれば2023年1月から移行期間が開始されるが、これがずれ込むこともあり得よう。

いずれにせよ、欧州市場で事業を行う企業は協議の行方を注視しつつ、来るべきCBAM導入に向け、域内外に関わらず、サプライチェーン全体での排出の実態や生産地における炭素価格支払いの有無等を総合的に把握して影響度合いを確認し、対応していく必要がある。また、欧州委員会案、欧州議会修正案のどちらも中長期的にはCBAMとEU-ETSにおける無償割当廃止の対象セクターを拡大する方向性を示している<sup>11</sup>。このため、企業には中長期的な視点での脱炭素化推進等の対応も求められよう。

<sup>9</sup> EUROFER Press Release, 2022年6月22日, “Next steps crucial to make ETS and CBAM fit for the green steel transition, cautions EUROFER after EP vote” <https://www.eurofer.eu/press-releases/next-steps-crucial-to-make-ets-and-cbam-fit-for-the-green-steel-transition-cautions-eurofer-after-ep-vote/> 最終アクセス日2022年7月12日

<sup>10</sup> ACEA Press Release, 2022年2月28日 “Joint Statement: ETS and CBAM proposals need to take into account downstream industries” <https://applia-europe.eu/images/John/Up2DateCBAM.pdf> 最終アクセス日2022年7月12日

<sup>11</sup> 欧州委員会案でも移行期間内やその後の定期的な制度レビューを通じて、CBAMの対象セクターの拡大等、制度を強化し、中長期的にはEU-ETSの対象部門における輸入品全てにCBAMを適用する方向性が示されている。

European Commission, Brussels, 14.7.2021, COM(2021) 564 final 2021/0214 (COD), “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism” [https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/carbon\\_border\\_adjustment\\_mechanism\\_0.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/carbon_border_adjustment_mechanism_0.pdf) 最終アクセス日2022年7月12日

参考資料：CBAM対象品目（網掛けは欧州議会案で追加された品目）

	対象品目（数字はCNコード）	GHG
セメント	2523 30 00 - アルミナセメント	CO2
	2523 10 00 - セメントクリンカー	CO2
	2523 21 00 - 白色ポルトランドセメント（人工着色してあるかないかを問わない。）	CO2
	2523 29 00 - その他のポルトランドセメント	CO2
	2523 90 00 - その他の水硬性セメント	CO2
電気	2716 00 00 - 電気エネルギー	CO2
肥料	2808 00 00 - 硝酸及び硫硝酸	CO2、亜酸化窒素 (N2O)
	2814 - 無水アンモニア及びアンモニア水	CO2
	2834 21 00 - 硝酸カリウム	CO2、亜酸化窒素 (N2O)
	3102 - 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	CO2、亜酸化窒素 (N2O)
	3105 - 肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したものを。以下は除く：3105 60 00 - 鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	CO2、亜酸化窒素 (N2O)
鉄鋼	72 - 鉄鋼 以下は除く：7202 - フェロアロイ、7204 - 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	CO2
	7301- 鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	CO2
	7302 - レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分歧器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	CO2
	7303 00 - 鋳鉄製の管及び中空の形材	CO2
	7304 - 鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	CO2
	7305 - 鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）	CO2
	7306 - 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	CO2
	7307 - 鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	CO2
	7308 - 構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	CO2
	7309 - 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	CO2
	7310 - 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	CO2
	7311 - 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	CO2
	アルミニウム	7601 - アルミニウムの塊
7603 - アルミニウムの粉及びフレーク		CO2、パーフルオロカーボン類(PFCs)
7604 - アルミニウムの棒及び形材		CO2、パーフルオロカーボン類(PFCs)

	7605 - アルミニウムの線	CO2、パーフルオロカーボン類(PFCs)
	7606 - アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）	CO2、パーフルオロカーボン類(PFCs)
	7607 - アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	CO2、パーフルオロカーボン(PFC)
	7608 - アルミニウム製の管	CO2、パーフルオロカーボン(PFC)
	7609 00 00 - アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	CO2、パーフルオロカーボン(PFC)
化学品	29 - 有機化学品	CO2
	2804 10 000 - 水素	CO2
	2814 10 000 - 無水アンモニア	CO2
	2814 20 00 - アンモニア水	CO2
ポリマー	39 - プラスチック及びその製品	CO2、亜酸化窒素(N2O)

（注）CN（Combined Nomenclature）コードは、EU内で使われる8ケタの関税品目分類で、上6ケタはHSコードと共通。

（出所）欧州議会資料から、三井物産戦略研究所作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。